

幕別町嘱託医師等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町嘱託医師等の報酬及び費用弁償等に関する条例 (昭和53年3月14日 条例第8号)</p> <p>第1条～第2条 略</p> <p>第3条 <u>日額により報酬の額を定められている嘱託医等の報酬は、職務従事後に支給する。</u> <u>2 年額により報酬の額を定められている嘱託医等の報酬は、年額を12で除して得た額をもって月額による報酬の額を定められているものとする例により、4月分から7月分に相当するものについては8月10日まで、8月分から11月分に相当するものについては12月10日まで、12月分から翌年3月分に相当するものについては4月10日までのそれぞれ町長が定める日に支給する。</u></p> <p>第4条 略</p>	<p>○幕別町嘱託医師等の報酬及び費用弁償等に関する条例 (昭和53年3月14日 条例第8号)</p> <p>第1条～第2条 略</p> <p>第3条 <u>報酬は、次により支給する。</u> <u>(1) 日額により報酬の額を定められている嘱託医等の報酬は、職務従事後に支給する。</u> <u>(2) 月額により報酬の額を定められている嘱託医等の報酬は、その月の末日までに支給する。</u> <u>(3) 年額により報酬の額を定められている嘱託医等の報酬は、これを3回に分け、8月、12月及び翌年4月の10日までに支給する。</u> <u>2 新たに月額の報酬を受けることとなった嘱託医等にはその日から、新たに年額の報酬を受けることとなった嘱託医等にはその日の属する月から報酬を支給する。</u> <u>3 月額の報酬を受ける嘱託医等が退職、失職又は死亡したときはその日まで、年額の報酬を受ける嘱託医等が退職、失職又は死亡したときはその日の属する月まで報酬を支給する。</u> <u>4 前2項の規定による報酬の額は、月額の報酬の場合にあっては日割により、年額の報酬の場合にあっては月割により計算する。</u></p> <p>第4条 略</p>

現 行 条 例					改 正 条 例				
別表					別表				
(単位：円)					(単位：円)				
嘱託区分		報酬		費用弁償額	嘱託区分		報酬		費用弁償額
		単位	報酬額				単位	報酬額	
保健医師	指導医	年額	670,000	町長相当額。ただし、日当は13,500	保健医師	指導医	年額	670,000	町長相当額。ただし、日当は13,500
	指導歯科医	〃	270,000	町長相当額。ただし、日当は13,500		指導歯科医	〃	270,000	町長相当額。ただし、日当は13,500
	巡回診療医	日額	12,400	町長相当額。ただし、日当は9,100		巡回診療医	日額	12,400	町長相当額。ただし、日当は9,100
	機能回復訓練医	〃	12,400	町長相当額。ただし、日当は9,100		機能回復訓練医	〃	12,400	町長相当額。ただし、日当は9,100
機能回復訓練士		〃	10,000	町長相当額。ただし、十勝管内の市町村に日帰り旅行をした場合の日当は、次による。 (1) 幕別町内 740 (2) 帯広市・音更町・池田町 1,000 (3) 前2号以外の各町村 2,400	機能回復訓練士		〃	10,000	町長相当額。ただし、十勝管内の市町村に日帰り旅行をした場合の日当は、次による。 (1) 幕別町内 740 (2) 帯広市・音更町・池田町 1,000 (3) 前2号以外の各町村 2,400
予防接種医師		—	—		予防接種医師		—	—	
予防接種看護師		—	—		予防接種看護師		—	—	
保育所・幼稚園学校医師等	医師	—	—	町長相当額。ただし、日当は21,500	保育所・幼稚園学校医師等	医師	—	—	町長相当額。ただし、日当は21,500
	歯科医師	—	—	町長相当額。ただし、日当は21,500		歯科医師	—	—	町長相当額。ただし、日当は21,500
	薬剤師	—	—	町長相当額。ただし、日当は10,800		薬剤師	—	—	町長相当額。ただし、日当は10,800
	補助者	—	—	町長相当額。ただし、日当は2,900		補助者	—	—	町長相当額。ただし、日当は2,900
<u>産業医</u>		月額	25,100	町長相当額。ただし、日当は650	<u>産業医</u>		月額	25,100	町長相当額。ただし、日当は650
備考					備考				
1 嘱託医師等が北海道から派遣された場合は、費用弁償のみ支給する。この場合において、費用弁償額は北海道職員の例による。					1 嘱託医師等が北海道から派遣された場合は、費用弁償のみ支給する。この場合において、費用弁償額は北海道職員の例による。				